

長野県石油商業組合に対する報告の徴収について

本日、中小企業団体の組織に関する法律第92条の規定により、以下のとおり報告を求めました。

対象者

住所 長野県長野市中御所1丁目24-4
氏名 長野県石油商業組合
代表理事 高見澤 秀茂

報告を求める内容

- （1） 令和7年6月30日に公表された石商組合問題第三者委員会の報告書（以下「報告書」という。）を踏まえた事実関係の報告
特に、報告書第3章「第3 評価」の「4 本組合の事後対応について」及び「5 本組合はなぜ本件を防げなかったのか」に掲げられている各事項に対する長野県石油商業組合（以下「組合」という。）の見解
- （2） 報告書第4章に掲げられている「再発防止策及び今後への提言」への組合の対応

提出期限

令和7年7月31日（木）

報告を求める理由

報告書において、組合は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号、以下「独占禁止法」という。）に抵触する行為等が行われていたと認められる旨の指摘がなされた。また、コンプライアンス意識の欠如等への対応についても指摘されていることから報告を求める。

確かな暮らしを守り、
信州からゆたかな社会を創る

しあわせ信州創造プラン3.0
～大変革への挑戦「ゆたかな社会」を実現するために～

[長野県総合5か年計画推進中]

（問合せ先）

産業労働部 産業政策課団体・サービス産業振興係
（担当）小岩井、小林

電話 026-235-7218（直通）

FAX 026-235-7496

E-mail sansei@pref.nagano.lg.jp